

西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

平成17年4月25日

(要)告示第89号

改正 平成20年3月19日 (要) 告示第7号

改正 平成21年3月11日 (要) 告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民の快適でゆとりある生活環境の形成及び活力ある地域の推進を図ることを目的として、地域の自治組織（以下「団体」という。）が行うコミュニティの育成に関する施設の整備その他必要な事業に対し予算の範囲内で、市が西条市コミュニティ施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 集会所新築事業
- (2) 集会所整備事業
- (3) 集会所設備整備事業
- (4) 集落放送施設整備事業

(補助率等)

第3条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事業計画)

第4条 この告示の適用を受けて第2条に掲げる事業を行おうとする団体は、コミュニティ施設整備事業計画書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱等は廃止する。

- (1) 西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（西条市制定）
- (2) 東予市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱（昭和50年東予市訓令第12号）
- (3) 丹原町コミュニティ施設整備事業補助金交付規程（平成8年丹原町訓令第

6 号)

(4) 集会所施設整備事業取扱要綱（昭和 5 2 年小松町告示第 2 8 号）

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費等	補助率等
1 集会所新築事業	(1) 認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体をいう。）が行う集会所の新築に要する経費及びその集会所に必要とされる備品に要する経費。ただし、補助対象となる面積（次の表において「査定面積」という。）は、次のとおりとする。	1 補助率 7/10以内
		2 補助限度額 1,500万円
		3 その他 新築に要する経費は補助基準単価に延床面積を乗じて得た額を補助対象経費の限度額とする。
		補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	(2) 補助対象とする集会所は、次のいずれかに該当するものとする。 ア 木造建築（施設の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。）に木材を使用した建築をいう。）によるもの。ただし、求められる強度、性能等により一部代替材を使用する必要がある場合は、木造とみなす。 イ 建物の強度、性能等技术的な理由により木造によることができない場合及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の規制を受ける場合は、コンクリートブロック造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造によるもの。	
	(3) 集会所の新築に要する経費のうち、土地の取得費、解体費及び外溝工事費は対象外とする。	
	(4) 補助基準単価は、前年度補助基準単価に総務省起債単価（一般単独事業債庁舎標準単価）の伸び率を乗じて得た額とする。ただし、10円未満は切り捨てる。	
	(5) その他 ア 地域木材（県内の森林で伐採された原木又は県内で加工した国産材をいう。）の使用に努めること。 イ 集会所の完成後、速やかに保存登記を行うこと。	

2 集会所整備事業	(1) 事業に要する経費が10万円以上であること。 (2) 他の助成制度の対象とならないものであること。 (3) 集会所施設の改修に要する必要最小限の経費とする。ただし、建築後10年を経過していない施設の改修及び第三者の故意に起因する施設の改修に係る経費は対象としない。	(1) 補助率 1／2以内 (2) 補助限度額 100万円 (3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
3 集会所設備整備事業	(1) 備品1点の取得価格が1万円以上（1万円未満のものであっても備品として管理することが適当と認められるものを含む。）であること。 (2) 他の助成制度の対象とならないものであること。 (3) 施設で使用する備品（その性質又は形状を変えることなく長期間使用に耐える物）の購入に要する経費	(1) 補助率 1／2以内 (2) 補助限度額 50万円 (3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
4 集落放送施設整備事業	(1) 事業に要する経費が10万円以上であること。 (2) 他の助成制度の対象とならないものであること。 (3) 有線放送設備の新設、改良又は補修に係るもので、アンプ、スピーカー、マイク、プレーヤ、柱、これらに係る取り付け工事（配線工事を含む。）に要する経費 (4) アンプ、マイク等は屋内に、スピーカー等は敷地内（用地を地元で確保する場合を除く。）に設置すること。	(1) 補助率 1／2以内。 (2) 補助限度額 50万円 (3) その他 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この告示は、平成22年4月5日から施行する。